

地方分権の推進に関する決議

地方分権推進委員会は、昨年7月に発足以来、精力的に審議を重ね、先日、地方分権に関する中間報告をとりまとめ発表した。

同報告は、機関委任事務制度の廃止及びこれに伴う原則自治事務化や国と地方公共団体間の係争に係る第三者機関の設置等国と地方の新たな関係の樹立を目指した抜本的な改革を提唱しており、基本的に評価するものである。

我々は、地方分権を推進する見地から、平成5年の衆参両院の地方分権決議以来ご尽力をいただいた国会、政府、地方分権推進委員会をはじめ関係者各位に対し、改めて敬意を表するものである。

今後、地方分権推進法の趣旨を踏まえ、今回の中間報告で示された改革の方向が後退することなく、さらに充実されることにより、分権型社会が構築されることを切に期待する。

もとより我々地方公共団体は、新たな分権型社会の役割を担う地方公共団体にふさわしい行政体制を整備するため、行政改革、情報公開、広域処理体制の整備等、行政運営の公正・透明化及び効率化に最大限の努力を傾注し、自由で活力に満ちた社会の実現に向け、一致協力して邁進することを表明する。

以上決議する。

平成8年4月11日

地方自治確立対策協議会

全 国 知 事 会

全国都道府県議会議長会

全 国 市 長 会

全国市議会議長会

全 国 町 村 会

全国町村議会議長会